

## 山口県立大学プレ社会体験学生スタッフ制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山口県立大学プレ社会体験学生スタッフ制度（以下「学生スタッフ制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (制度の目的)

第2条 学生スタッフ制度は、学部学生（一部大学院学生を含む。）が、山口県立大学プレ社会体験学生スタッフ（以下「学生スタッフ」という。）としてプレ社会体験を行い、当該体験を通して、総合的人間関係力の向上を図るとともに、その活動に対して奨励費を支給することにより、経済的支援を行うことを目的とする。

2 前項の「プレ社会体験」とは、大学及びそれを取り巻く地域社会を現実の社会の前段階（プレ社会）として捉え、このプレ社会を通じて、学生が大学や地域社会の要請に応じて様々な取組を行うことによって、学生同士は言うまでもなく世代や職種の異なる多くの人々と関わり、自主・自立の精神を養うための体験をいう。

### (活動内容)

第3条 学生スタッフは、学生活動支援センター（以下「センター」という。）の職員及び関係教員の指導の下に次の活動を行う。

#### 1 公的活動

入学式、卒業式、オープンキャンパス、大学広報活動、ピアサポート活動、学内環境整備、図書館司書業務等の、本学の選定した公的な業務の補助

#### 2 地域活動

地域・各種団体の要請により行う活動・業務のうち、大学と地域との連携に寄与するものとして本学が認定したもの

### (応募資格)

第4条 応募資格を有する者は、勉学及び本学が行う活動業務に意欲があるとともに、責任を持って参加でき、かつ、指導教員（チューター）の推薦がある学生（一部大学院学生を含む。）とする。

### (応募等)

第5条 学生スタッフを希望する学生は、応募資格、理由を指定応募様式に記載しセンター所長に提出する。

(選考・決定)

第6条 センター所長は、応募学生の関係教職員(チューター及びゼミ担当者ほか)の意見を聞いた上で、応募資格・理由により選考を行い、選考終了後、当該学生へその結果を通知する。

(活動時間)

第7条 学生スタッフの活動時間は原則として月25時間以内とし、かつ、当該学生の授業及び研究に支障の生じない範囲とする。

(実績報告書の提出)

第8条 学生スタッフは、当該活動終了後、活動終了報告書をセンター所長に提出しなければならない。

(奨励費等)

第9条 学生スタッフの活動に対して、奨励費を予算の範囲内で、時間給で支給する。

2 旅費は、学外活動等に出かける場合を除き、原則として支給しない。

(遵守事項)

第10条 このほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 学生スタッフの選考に当たっては、公平・公正に行わなければならない。
- (2) センター職員は、学生スタッフに対して、学生スタッフ制度の趣旨、活動内容等の周知を図り、必要な教育・研修を行わなければならない。
- (3) センター職員は、随時、学生スタッフに対して適切な指示、助言等を行わなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、学生スタッフ制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成23年3月31日をもって失効する。